

○ 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定。平成18年8月15日一部改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3. 機関</p> <p>法人の機関は、設立目的の達成等のため、法人の健全かつ適正な管理運営を確保するとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。</p> <p>(1) 役員（監査役員を除く。以下本項目において同じ。）</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 役員のうち、<u>特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）又は所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）</u>が占める割合は、それぞれ役員現在数の3分の1以下となっていること。</p> <p>また、同一の業界の関係者が占める割合は、役員現在数の2分の1以下となっていること。特に、当該同一の業界の関係者が、法人の事務・事業に関わる業界の関係者である場合には、その数と所管する官庁の出身者の数との合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。</p> <p>ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、役員（監査役員を含む。）に、当該業種の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。</p> <p>⑤、⑥ 略</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3. 機関</p> <p>法人の機関は、設立目的の達成等のため、法人の健全かつ適正な管理運営を確保するとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。</p> <p>(1) 役員（監査役員を除く。以下本項目において同じ。）</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 役員のうち、<u>特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）又は所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ役員現在数の3分の1以下となっていること。</u></p> <p>また、同一の業界の関係者が占める割合は、役員現在数の2分の1以下となっていること。特に、当該同一の業界の関係者が、法人の事務・事業に関わる業界の関係者である場合には、その数と所管する官庁の出身者の数との合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。</p> <p>ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、役員（監査役員を含む。）に、当該業種の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。</p> <p>⑤、⑥ 略</p>

8. 経過措置

(1)～(3) (略)

(4) 所管官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」の一部改正について（平成18年8月15日閣議決定）による改正時において、所管する官庁の出身者が占める割合を役員現在数の3分の1以下とする基準に適合しないこととなる法人に対し、現職役員の任期等に配慮しつつ、原則2年以内のできるだけ早い時期に本基準に適合するよう強力に指導するものとする。評議員についても同様とする。

8. 経過措置

(1)～(3) (略)